

■ □ ----- □ ■
ALPHA NEWS - ONLINE Vol. 36

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 11. 18

■ □ ----- □ ■
こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※ ----- ※

本メールマガジンは配信専用となります。

当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。

電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※ ----- ※

皆様こんにちは。

朝晩と急に冷え込み、季節の変わり目を感じるようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスに奔走される日々からも、少しずつ日常の生活を取り戻してきているように感じます。

そんな中にはありますが、「コロナ離婚」という言葉をニュースでよく目にするようになりました。

当事務所でも、自粛生活開始前後から離婚相談の問い合わせが大幅に増え、「コロナ離婚」というものの多さを実感しています。

「離婚」については、お互い納得してスムーズに離婚できるケースは稀で、お互いの両親のこと、住宅ローン、子供の養育費、親権等々、問題は山積みです・・・。

そんなときは、ぜひ一度弁護士に相談してみたいと思うところです。

「弁護士」と聞くと敷居が高いイメージがあるようですが、様々な離婚問題を解決し、相談に対応してきた弁護士であれば、

まずは何から整理していけばいいのか、配偶者に切り出すタイミングなど、色々なアドバイスが可能です。
 相談することで、自分が気づかなかった問題を発見できたり、気持ちの整理することができるかもしれません。

当事務所では、初回の1時間までが相談無料となる、「離婚特別相談」を実施していますので、ぜひホームページをチェックしてみてください。

それでは、今月のメルマガです。

目次

- [1] 事務所からのお知らせ
- [2] 代表者コラム：株式よもやま～株主は誰？(5) 株主が音信不通～
（代表弁護士／税理士 保坂光彦）
- [3] 弁護士コラム：クレーンゲーム～終章～（弁護士 田村裕輝）
- [4] あとがき

- ▼▼▼ -----
- 1 事務所からのお知らせ
- ▲▲▲ -----

┌──◆無料特別法律相談のご案内◆──────────

└──────────────────────────────────

国分寺オフィス及び所沢オフィスにおいて、特定の日、特定分野【相続・遺言・離婚・交通事故・不動産（オーナー側）・事業主に関するもの】に限定した法律相談会を開催しております。ご相談時間は初回1時間までの限定となりますが、相談料無料でご利用いただけますので、上記分野についてご相談をご希望のお客様は、無料特別相談についてお気軽にお問い合わせください。

※令和2年11月・12月の特別相談は以下の通り開催する予定です。
 <11月の予定>
 ●第3週目

18日(水) 事業主+相続・遺言(所沢オフィス)
※経営者・事業主・役員様が対象/相談内容問わず

21日(土) 不動産+相続・遺言(所沢オフィス)
※不動産相談は、オーナー様が対象です。

●第4週目

26日(木) 離婚(国分寺オフィス)

28日(土) 離婚(所沢オフィス)

★11月の国分寺市民相談★

『11月20日(金)』

※国分寺市在住・在勤の方々の相談について、無料相談を行っております。

相談内容は問いません。また、特別相談と同様の時間帯をご案内させていただいております。ご相談を希望される方はお電話または当事務所ホームページ

(<https://alpha-lawoffice.com/contact/free-seminar/>)よりお申し込みください。

<12月の予定>

●第1週目

1日(火) 相続・遺言(所沢オフィス)

5日(土) 離婚(所沢オフィス)

●第2週目

9日(水) 事業主+相続・遺言(国分寺オフィス)
※経営者・事業主・役員様が対象/相談内容問わず

12日(土) 離婚(所沢オフィス)

●第3週目

17日(木) 相続・遺言(所沢オフィス)

19日(土) 不動産+相続・遺言(所沢オフィス)
※不動産相談は、オーナー様が対象です。

▼▼▼-----
2 株式会社よもやま～株主は誰?(5)株主が音信不通～
▲▲▲-----

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

これまでは「誰が『株主』なのか？」というテーマで
お話をしてまいりましたが、最後は、その肝心な「株主」と
連絡が取れないような場合にはどうなるのか？というお話です。

会社設立から長い期間が経過すると、どうしても「株主」と
連絡が取れなくなってしまうケースが出てきます。特に、以前に
このメルマガでもお話した、平成2年よりも前に設立された会社で、
法律上必要な7名の頭数を揃えるために形式上「発起人」となっている
ような場合には、現実的な関りも本人の認識も薄い分だけ、
このような事態に陥りやすいかと思われれます。

「こちらから連絡が取れず、相手からも連絡してこないのだから、
そのまま放っておけばよいのでは？」と思われるかもしれませんが。
しかし、「株主」として株主名簿上存在している以上、
会社側は株主総会や配当など、基本的に全ての点において
他の株主と同様の扱いを続けなければなりませんので、
将来的に会社としての意思決定や事務処理上の負担となっていく
可能性があります。

また、当然のことながら、音信不通の状態であるという理由だけで、
その「株主」の株式を、会社や他の大株主が勝手に買い取った形に
することはできません（後日、「株主」やその相続人等が現れた際に
大きなトラブルとなり得ます）。

それではどうすれば良いのか？という話になりますが、法律上では、
一定の場合において、会社が連絡の取れない株主の所有する株式を
処分することができるとしています（会社法第197条）。

ここでいう一定の場合とは、単に電話連絡ができなくなっているとか、
ここ数年株主総会にも来ない・・・といった程度では足りず、
具体的には以下に記載する2点の条件を満たす必要があります。

(1) その株主に対する通知又は催告が5年以上継続して
到達しないこと

(2) その株式の株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかった
(ちなみに、毎年実際に配当していない限り駄目・・・ということ
ではなく、そもそも配当自体していない年も含めて結果として
5年間配当を受領していない場合となります)

具体的な「処分」の方法としては、「競売」「競売以外の方法による
売却」「会社による買取」の3つから選択することになりますが、
市場価格の無い株式については、適正な価格であることの
疎明資料として「株価鑑定評価書」を提出するなどしたうえで、
裁判所の許可を得る必要があります。

ちなみに、株式の売却代金については、当然「株主」に対して支払う
必要があるのですが、そもそも「株主」が音信不通であるために
手続を開始していることからすれば、事実上弁済が困難である場合が
多いと思われれます。

その場合は、最終的に法務局に「供託」することにより
弁済義務を免れ、それにより一連の事務処理が完結するという
流れになるでしょう。

次回からは、(これまでの株式に関する基礎知識も踏まえて)
事業承継に関するお話をしていきたいと思います。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] クレーンゲーム～終章～
▲△▲-----

こんにちは。
日頃、大変お世話になっております。
弁護士の田村裕輝です。

前回のコラム(7月配信「メルマガ32号」)の最後に、
「『クレーンゲーム』に費やした時間やお金は無駄か」という
くだらなくも深遠な問いを残しましたので、
これについて書いてみたいと思います。

「クレーンゲーム」にお金をつぎ込んだにもかかわらず、商品を獲得できなかった場合、商品を獲得できたものの、つぎ込んだお金が商品の販売価格を超えている場合、たしかに時間とお金の無駄であるようにも思えます。また、商品をリーズナブルに獲得できたものの、自宅に帰ってよく考えると全く必要ない商品であった・・・ということもよくあります（というか、ほぼそうです）。

ですが、私は、そのような指摘をしてくる周囲の者に対し、胸を張って「無駄ではない」と断言し、次に述べるような理由を執拗に言って聞かせ、最終的には、きついお説教までするようにしています。

私にとって、「クレーンゲーム」につぎ込んだ時間はエキサイティングな時間ですし、ゴルフやパチンコに行くことを考えれば遥かに安上がりです。本コラムの題材にもできました。マシーンに「実力機」と「確率機」なるものがあるらしいこと、アームの強さに見分け方があることなど、今まで知らなかった多くの知識を得ることもできました。

こう言うと、周囲は「不要な知識だ」とか「今後の人生で役立たない」などと言います。しかし、本当にそうでしょうか。知っていて損することはありませんし、役立つ日が来るかもしれません。特に我々弁護士は、様々な人や会社からご依頼を受け、多岐にわたる事件を扱うため、思わぬ知識が役立つこともあります。

前回のコラムで書いた余談の入試の話には、後日談ならぬ前日談があります。私が通っていた高校では、指定された新書や文庫を読む課題がありました。友人の中には「面倒くさい」、「受験に直結しない」などと言って課題図書を読まない者もいましたが、私は読書好きだったこともあり、

課題図書を読んでいた。

そして、受験当日、私は課題図書で読んだのと全く同じ文章を出題の中に見つけました。

それが「コンコルドの誤り」でした。

コンコルドの開発はビジネスの話であり、ビジネスにおいて無駄や非効率を排除するのは必要な発想でしょう。

ただ、私にとって「コンコルドの誤り」の話は、皮肉にも、一見、無駄だったり、目的に直結しないように思えたりする経験が時に有用なこともあるという教訓になっています。

以上で今回のコラムはおしまいです。

最後まで読まれた方にとっては、これを読み進めること自体が「コンコルドの誤り」であったかもしれませんが・・・が、「時に有用なこともある」はずですので、あしからず。

▼▽▼-----
4 あとかき
▲△▲-----

私事ではありますが、我が家の長男は高校3年生の高校球児です。「野球をやりたい」と言い出したあの日から、甲子園で行進する息子の姿を想像し、サポートしてきました。

『甲子園中止』

やりきれない思いでいっぱいでしたが、息子のチームは、独自大会で優勝し、幻の甲子園球児になりました。最高の『孝行球児』です。

諦めずに、ずっと前を向いて頑張ってきた息子に恥じぬよう、私も日々向上心を忘れずにいようと誓った夏でした。

それでは、次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

－発行元－

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士／税理士 保坂光彦 （メルマガ担当：松浦／J. O）

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル3階

TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)